

## 封建体制崩壊に関する一考察

——畿内在郷商人の存在形態を中心に——

足 立 政 男

はしがき

その初期は名もない平百姓から転化して半農半商的な業種商人になり(一六七三年、延宝年間)、更に発展転化して、近郷は勿論、摂泉の国々をはじめ、京阪両都にまでもその経済的支配力を浸透せしめ、遂に城州切つての在郷商人として君臨するに至った「油屋弥兵衛」の高利貸資本(立命館経済学第一巻第五、六号)及び延宝年代より天明、寛政年間に至るまでの商業経営については、すでに発表したところであるが(同上、第二巻第一号)、更に本稿においては、文化以降幕末期に

おける彼の商業経営及び活躍が如何に盛大であり且つ巧妙であったか、又彼が如何に企業精神に燃え、着実に手段でもって一大富豪としての地位を築くに至ったかを実証すると共に一方における彼の急速なる豪商化、彼の領主をも凌ぐといった経済的支配力の伸張は、他方における土地、家財の喪失、本百姓の没落、小作人化といった憐むべき窮乏農民層を加速度的に形成し、遂には、商業・高利貸資本の前に封建社会維持の鉄則ともいふべき身分制度、封建的支配体制を混乱せしめたのみならず、ひいては幕藩体制全般を根柢から動揺せしめる役割をも持っていた事実について究明したい。

更に今一つ幕末における在郷商人、殊に畿内における在郷商人が、その畿内的な超藩的、反封建経済的特徴を遺憾なく發揮することによって、封建社会の解体及び明治維新変革への基底が強力に醸成され、明治維新が必然的に招来されるといった過程についても明らかにしたいと思うのである。

## 一 高利貸商人として

(イ) 幕末前期(自文化  
至天保)における高利貸経営

油屋弥兵衛の先祖である二代清兵衛が領主永井日向守に援助され、零細な小前百姓に見切りをつけ、西国街道筋の町方に移転して、薬種商を開業して(一六七三年頃)以来約三十年を経て、文化、文政、天保年代の家運全盛時代を迎えるわけであるが、油屋弥兵衛が幕末における畿内在郷商人として、近郷切つての勢力をもち、幕藩体制解体への影響力を多少とも持っていたと考えられる所以は、彼が先祖以来累積され来た商業・高利貸資本を盛んに活用し、蓄積し、遂にその経

済的支配力をもって、近郷における封建的身分制度を動揺せしめ、これを弛緩し、解体せしめるといった存在形態を形成するに至ったことにあるのである。而してそのことは、この実状を物語る資料として、文化、文政、天保の四十年間に、高利貸付証文が合計百三十通もあり、全時代を通じて貸付証文総計二百五十四通のうち、約半数余りの証文が此の時代に属していることによっても明らかである。そして貸付先も近郷二十ヶ町村の農民を中心に、京阪両都の商人及び武士階級、寺社、領主層にまで及んでいるのである。尚詳細は立命館経済学第一巻第五、六号「近世畿内在郷商人の高利貸資本について」(三四頁)を参照されたい。

更に注目すべき事實は、貸付の質物として、田畑、家・屋敷、菜種、米等以外に家督というものが現われて来たことである。当時の封建社会においても最も重要視されたところの相続すべき家の跡目を質物とするのであるから、彼が如何に大事を踏み、酷虐手段で金を貸したか、又借主にしても返済不可能の場合には全

財産残らず没収され、絶家没落の運命におかれるわけであるから、全く命がけの悲壮な気持ちで借金したに相違ない。恐らくこのような貸借関係のため、家を潰し妻子を売り、行方知れなくなった農民も少なくなつたと考えられると同時に、油屋弥兵衛の財富の集中、蓄積、発展の過程を委さに出ることが出来るのである。

「色々の変に逢うてはややもすれば身帯を潰し、妻子を売るの輩、年々其限りなし」(民間省要)とか、

「富者は益々富、貧者は益々貧に、膏腹の地悉く富豪のために吸とられ」(藤田幽谷「勸農或問」)とか当時の先覚者は種々述べているが、全くその通りで貨幣経済の進展と農村経済の変化、しかもその窮乏化が深まるにつれ、必然的に浸透して行く高利貸資本による窮乏農民の土地の喪失、小作人化、没落絶家といったあわれな実情が見られるのである。そしてそれは更に他方における富裕なるものの土地兼併、寄生地主の形成ともいふべき富豪化への過程を見ることが出来るのである。即ち高利貸資本によって、財産上における貧富の

懸隔、農民分化の現象が必然的に進歩する姿は、一方における寄生地主の形成と、他方における債務奴隸的な農民層を発生せしめ、直接生産者から生産手段をうばい、封建的支配体制を根柢からこわしてしまふ過程を呈するのである。

かくして幕藩体制は一在郷商人の手によって、即ち在郷商人の貨幣経済力による、農民の変質、農村の動揺、封建的支配関係の破壊現象の発生によって、一步崩壊へと近づいていくのである。

今、文化年間における家督及び家・屋敷の類を担保物件にした借用証文を一覧表にして検討を加えると次頁の如くである。

尚これに関する借用証文の一例をあげると

#### 借用申銀子之事

一合銀壹貫貳百五拾目也 但し利息月一割

右之銀子今度無抛要用に付借用申処実正明白也然上返済之義者何時ニ而も其許御入用次第返済可申候万一銀子調達不仕候はば家督田畑売払早速元利共返弁可申候為後証之借用証文仍而如件

文政八年酉極月廿八日

古市村

半

兵

衛

油屋弥兵衛殿

年 代	質 物	内 容	文 書 標 題	借 主	貸 主
文化七年	家、屋敷	銀百四十匁(困窮)	借用申銀子之事	勝龍寺百姓	油屋弥兵衛
同 右	同 右	銀三百匁 (三月と五、月に返済困窮)	同 右	同 右	"
文化九年	家 督	銀三百五十匁(困窮)	同 右	神足村(町)百姓	"
文化十年	家 督	銀五百匁(上納相詰)	同 右	神足村百 姓	"
同 右	家、屋敷	金 五 兩(困窮)	預り申金子之事	久貝村百 姓	"
同 右	同 右	銀五百匁(困窮)	預り申銀子之事	久貝村百 姓	"
文化十一年	家 督	金 五 兩(困窮)	借用申金子之事	下植野村百 姓	"
同 右	家、屋敷	銀五百匁(上納相詰)	預り申銀子之事	神足村百 姓	"
文化十二年	家 督	銀七十二匁二分五厘 (困窮)	借用申銀子之事	神足村百 姓	"
文化十四年	同 右	銀三百匁(困窮)	同 右	馬場村百 姓	"

次に、貸付の相手であるが、既に述べた如く此の時代に至って盛んに拡大され、農民以外に武士階級・寺院・若しくは村自体に貸付けたり、或は商人にも貸付けを行うに至っている。これは豪商としての彼の権勢

が如何に大きかったかを示すものである。今此の文化、文政、天保の四十年間におけるこれらの一覧表をつくつてみると次の如くである(借用証文による)。

年 代	質 物	内 容	文 書 標 題	借 主	貸 主
文化十年	なし	銀三貫匁(無拠)	借用申銀子之事	村下 下狛村(全体)	油屋弥兵衛
同 右	なし	銀五百匁	証 券	観音寺	"



「村自体に貸付けた例」

借用申銀子之事

一合銀壹貫三百目也

但利足月壹歩也

右之銀子此度無拋株方入用に付儘に借用申處実正明白也  
然上返弁之義者来卯年十一月晦日限に元利共急度返弁可申  
候万一限月に相成銀子不調遲滞仕候はば連印之認之者相弁  
急度無相違返弁可申候為後日之借用証文仍而如件

文政元年寅極月

勝龍寺村

庄

仁右衛門<sup>㊦</sup>

油屋 弥兵衛殿

百姓総代

忠右衛門<sup>㊦</sup>

右表から考察するに、農民層の貧窮は即ち村全体の窮乏となり、やがては武士階級の懐をも淋しくし、寺院財政迄も苦しめたのであること。

そして当該社会において最下位に置かれ、最も輕侮された商人階級が貨幣經濟の進展と共に益々實力を備え、隠然たる勢力をもつて次第に、特權的支配階級を圧倒し、封建的支配關係をぶちこわして行く萌芽的過程を發見し得るのである。

更に油屋弥兵衛の貨幣資本が、自己の領主たる七条殿家の經濟生活の中に浸入し、これを圧倒するに至つ

封建体制崩壊に関する一考察（足立）

た文書がある。

覚

一、五拾三石五斗七合壹勺四才

内

拾壹石七合五勺

御膳米

残り四拾貳石四斗九升四勺 石ニ付六十匁替

代銀貳貫五百四拾匁九分八厘

内

一、四百八拾目

元四貫目利子 十二ヶ月分

三月朔日

一、銀百目

節句前入用

利子 拾匁八分

三月より十一月迄九ヶ月分

四月五日

一、銀貳百貳拾三匁三分

御銀利 六ヶ月分

利子 貳拾壹匁四分四厘

四月より十一月迄八ヶ月分

五月二日

一、銀百目

五月節句御入用

利子 七匁二分

五月より十一月迄六ヶ月分

七月朔日

一、銀七百五拾目

六月より十一月迄五ヶ月分

利子 四拾五匁

……

利子 百四拾貳匁壹分五厘七毛

元金 貳貫七拾六匁六分

合 銀 貳貫貳百拾八匁七分五厘七毛

差引

銀 三百三拾匁貳貳式厘三毛返

但し極月ニ至リ式三百目借り増相頼候儀も可在之候

右之通年々御取替之儀頼入候事

文政八丙年六月

七条殿家

桂 右 膳 御

藤 本 弥 惣 治 御

藤 本 主 計 御

油屋弥兵衛殿

右の覚書から小貴族領主が如何に経済的に行詰つて

いたか、そして自領上納米のうち、飯米を除いた残り

は、すべて油屋弥兵衛から借銀した支払いに充て、漸

くその生活を維持していたことが知られる。しかも

「右之通年々御取替之儀頼入候事」といった文言に至

っては、支配者たるべき領主が、油屋弥兵衛の経済的

実力の前に屈したる事実を物語るのみか、更に領主経

済存立のためには、油屋弥兵衛を欠くべからざる存在

であるとして認めたことを証明するものである。かく

して領主たる七条殿家は表面の地位のみ高くして実力

これに伴わず、支配階級者としての権威は次第に、經

済の実力者油屋弥兵衛の手に墜ちていたのである。

そしてここに封建社会解体への一原因をとらえること

が出来るのである。

尚七条殿家が神足村の領主であり、且経済的に行詰

っていたことは次の証文によって明かである。

借用申銀子之事

合銀七百五拾目也

右之銀子者七条殿常用ニ入用ニ付我等共慥ニ借用申処実

正明白也尤返済之義者来十一月晦日切り御殿御上納米ヲ以

元利共返済可申候及遲滞候はば印形者共ヨリ急度返済可申

候 為後日借用証文依而如件

天保八丁五年七月

庄 屋 弥 兵 衛 御

年 寄 喜 兵 衛 御

油屋弥兵衛殿

次に貸付金額であるが、彼の商業経営の拡大に伴

って次第に膨張をつづけたのである。今貸付総額の一

覧表を示すことにする。

此の表によって明らかなく、文化十一年に至って

は、銀六十八貫八百九十匁四分七厘(当時米一石銀六十

匁であり、これを円貨一万二千元として換算した場合、約一

文化年代における貸付総額の一覽表

年	代	貸付総額
天明3年12月31日現在	銀 15貫500	匁2分5厘
文化8年12月31日現在	銀 53貫578	匁3分2厘
文化9年12月31日現在	銀 61貫200	匁3分3厘
文化10年12月31日現在	銀 58貫240	匁3分9厘
文化11年12月31日現在	銀 68貫890	匁4分7厘

千四百万円に相当する)て、天明三年から僅か三十年後には数倍の貸付金額をもつに至っているのである。この事は、高利貸付による富の集中が如何に激しかったかといふことと同時に、被収奪農民が如何に多く、且かかる貨幣経済の渦中にまき込まれた農村が、如何に急速に封建社会の基盤、或は支柱としての地位から転落しつつあるかの事実を物語るものである。そして封建社会末期の動揺が次第に激しくかつ大きくなって行くことが看取されるのである。

(四) 幕末終期(自弘化至明治維新)における高利貸経営

文化、文政、天保と三年代を通して近郷にその比を見ることの出来ない程、隆盛を極めた彼の商業・高利

封建体制崩壊に関する一考察(足立)

貸資本家としての實力は、弘化以降、幕末終期に至つて、遂に領主を中心とする支配階級までも、その支配下に隸屬せしめ、封建体制維持の鉄則ともいふべき身分制度を顛倒せしめ、階級上の分解を進捗せしめる一役を演じているのである。その実証的資料として次の如きものが存在している。

(I) 武士階級への貸付とその權威の制圧

覚

一金三拾五兩

右者無余儀入用有之御願申候処早速御取替被成下千万忝奉存候 左記御門殿より慥に請取申候 返納之儀者来ル七月十二日より十四日迄之内無相違返上可致候為其手付差出置申候 以上

安政元年寅五月廿六日

藤橋彦次郎 ㊦

神足村 弥兵衛殿

右の覚書によって、彼の貨幣資本は武士階級の経済生活の中まで浸透した勢力をもつていたと、更に覚書の中に「左記御門殿より慥に請取申候」とあることより、厳格なる身分制度によって位置づけられた当該社会の最上位階級たる武士達も、その貨幣資本の前に

は唯唯として頭を垂れ、敬語を使って彼の欲心を買わねばならないといった心境、即ち身分制度における権威は、彼によって制圧されつつあったのである。

(I) 領主経済への浸透とその権威の制圧

幕藩体制下においては、貨殖のことを口にするだに恥とし、商工を末業として排斥し、商人を四民の最下位に列せしめ、農民の間に商人の気風の浸潤することを避けんとし、商人を以て無用の階級と考えていたのであるが、農村の疲弊、農民の窮乏に伴う武士階級、殊に領主経済の逼迫は遂に商人に低頭し、その融通によって漸く難関を切り抜けるといった事態を現出するに立ち至った。今油屋弥兵衛の高利貸資本が領主経済に浸入し、その権威を制圧するに至った過程は凡そ次の如くである。即ち先ず第一に彼が農村の疲弊、農民の窮乏に乗じて、上納銀或は先納銀を農民に貸付け、その勘定は上納期に上納米にて勘定するといったところの、間接的な領主経済への浸入である。これは間接的に自己の地位を高める反面、領主の権威を弱めると

いった場合である。

借用申金子之事

一金拾両也

但利息月一也

右之金子此度株方上納に借用申候処実正明白也、然ル上者返済之儀者来ル三月十四日限ニ元利共急度返納可仕候万一違算之儀有之候ハバ株方上納米ニ而差引勘定可被成下候其時違言有之間敷候為後日借用証文仍如何

嘉永七年甲寅二月晦日

庄屋 善太郎 印

油屋弥平殿

年寄 九左衛門 印

右文書によって油屋弥兵衛は、上納銀に困った村民に利子月一割で貸付けているのであるが、その年の七月に、此の返済が終らないで、なお残金五両があるにも拘らず、更に先納銀として四両を貸付けているのである。

口上

借用申銀子之事

一、合金 四両也

右者先納銀に儘に借用申候処実正明白也 残り五両銀子

も元利共御上納ニ而差引御勘定仕候 以上

嘉永七年寅七月

庄屋 善太郎 印

御庄屋弥兵衛殿

年寄 九左衛門 印

右の借用口上書により、領主経済の窮迫は遂に先年貢を取り立てて財政上の補填にあてるに至ったこと及び、農村も亦疲弊し、農民がその負担に堪え得ず、毎年、将来の上納米を担保にして、時の庄屋弥兵衛から借銀し、もってこの加重なる年貢の前納を凶ったことが明かにされる。ここに農村の窮乏に伴う領主経済は、今や弥兵衛の貨幣資本の前に屈するのみか、更に彼の存在は必要欠くべからざるものと認めるに至っているのである。所が此の借用銀は同じ年の十二月に上納米でもって差引勘定すべき筈であるのに、再び借銀し、更に次の上納銀をもって勘定するといった証文が見え、然もその借用金額が次第に大きくなっていることから、当時の農村が如何に疲弊し、貢租のために如何に農民が苦しんでいたかが考えられるのである。同時にそれにもかかわらず領主は窮乏せる財政切り抜けのために、どうしても年貢の前納をつづけざるを得ず、そのため次第に領主としての声望を失墜していったと見られるのである。即ち次の如くである。

封建体制崩壊に関する一考察（足立）

### 借用申銀子之事

合銀 拾両也

一右者此度上納銀に慥に借用申候所実正明白也返弁之義は御上納より明らかに違無御勘定致候 以上

嘉永七年寅極月廿五日

庄屋 善太郎 印  
年寄 九左衛門 印

庄屋 弥兵衛 殿

さて以上のような方式による間接的領主経済への浸入は、更に直接的領主経済への浸入といいた形でも現れているのである。かかる場合はすでに、文政年間に油屋弥兵衛の領主「七条殿家」に対する貸付においても見られたのであるが、幕末終期のものは次の如くである。

### 証札

一金 二十五両也

右者無抛入用ニ付此度油屋氏ニ而御借入被下正ニ致借用候返金之義者来ル正月晦日に無相違返済可申候万一右限遅滞出来候ハバ来ル七月晦日ニ者無相違返済可致候為後証如件

万延元年十二月廿一日

調子 筑後 介 印  
証人百姓 左兵衛 印

当村 六郎 兵衛 殿

ここに借主「調子筑後介」は調子村領主にして、自分の統治民たる百姓六郎兵衛を通じて油屋弥兵衛より金二十五両借銀し、漸く難関を切り抜けているのである。そしてこの経済的窮乏と屈従によって統治者として権威を失墜していることは疑うべくもないのである。

以上の実証に基いて考察せらるることは、かつては無用の階級と考え、最も軽侮し、蔑視していた商人階級が貨幣経済の進展と共に益々実力を備え、武士達は勿論領主にとつても欠くべからざる存在となり、遂にはその経済的な実力によって領主を圧倒し、支配階級としての権威を領主の手から奪取するに至ったのである。かくて商人階級は遂に封建社会必須の絆たる身分制度を分断することによって封建社会を解体する一端を担ったのであって、油屋弥兵衛も亦その一人であったとい得るのである。

## 二 米穀商人として

### (4) 幕末前期における経営

幕末前期(文化―天保年間)の米穀商としての弥兵衛は、その莫大な年貢米を自家の倉庫に保持し、一方蓄積された、商業・高利貸資本を、大阪堂島における投機的米穀市場に投下し、盛んに米穀商人としての本領を發揮しているのである。即ち大阪における米穀取引の周旋商人たる天王寺屋源之助とか岩長等に多額の商業資本を預けて、米、麦、大豆等の投機的取引を大量に行い、一攫千金といった利潤の獲得を図っているのである。文化十年正月五日の勘定覚書に「銀八貫八百三十匁七分八厘」(米一石が当時四十五匁替であり、現貨幣一万二千元に相当するとして二百参拾五万円になる)を、米穀の投機取引資金として大阪通銀、天源、岩長、の三店に預けていることが記載されており、更に又その取引の実情を具体的に示して呉れるものとして、文化十四年丁丑年には、天王寺屋源之助が弥兵衛から多額の商業資本を預って以後三ヶ年間、弥兵衛の投機的取引に対して現金を出し入れした「切手入替差引之通」がある(拙稿立命館経済学第一卷第五・六号三五頁「近世にお

(第一表) 自家における米穀棚卸勘定一覧表

	地	米	糯	米	白米	大豆	白麦	麦安
文化8年 12月 31日 現在	135石5斗 55匁替 代 7貫452匁5分	1石5斗 60匁替 代 90匁		1石 代 65匁				
文化9年 12月 31日 現在	152石5斗 45匁がへ 代 6貫862匁5分	4石5斗 55匁がへ 代 247匁5分		1石5斗 50匁がへ 代 75匁	1石8斗 50匁がへ 代 90匁			
文化10年 12月 31日 現在	107石5斗 60匁替 代 6貫450匁	2石3斗 60匁替 代 138匁		1石2斗 65匁替 代 78匁		1石 代 60匁		
文化11年 12月 31日 現在	140石5斗 60匁がへ 代 8貫430匁	1石 代 60匁		2石 70匁がへ 代 140匁	3斗 55匁替 代 16匁5分	1石 代 50匁	5斗 40匁替 代 20匁	

(第二表) 大阪における米穀取引一覧表

買付米				売却米			
年代月日	産地	数量	代金	年代月日	産地	数量	代金
文化14年 6月11日 同 7月8日	筑前米 肥後米	300 300	6貫330匁 6貫600匁	文化14年 10月21日 同 11月3日	肥後米 筑前米	300 300	6貫100匁 6貫280匁
文政元年 11月7日 同 11月10日	肥後米 備前米	300 90	5貫472匁 1貫509匁(船で積出)				
文政2年 11月9日 11月2日	肥前米 同上	300 600	4貫190匁 8貫920匁	文政2年 閏 4月11日	肥後米	300	5貫700匁
文政3年 7月8日 同 7月23日	肥後米 肥後米	600 300	9貫80匁 4貫80匁	文政3年 2月11日 同 9月15日	肥前米 肥後米	900 900	14貫460匁 13貫980匁

ける畿内在郷商人の高利貸資本について」を参照されたい。  
なお棚卸勘定覚書に記載された棚卸米穀の数量及び

価格については次の第一表の如くである。第二表は大  
阪における米穀取引の実際である。

(d)、幕末終期における経営

幕末終期(弘化―明治維新年間)においては、大阪における投機取引の資料は見当らないが、近郷及び伏見市内の商人と盛んに地米の取引を行っており、当時(万延元年)の農家日録に残る実例は次の如くである。

○越年在庫米 百十石八斗  
販売米、

二月五日

一、下米五石

古市村 久兵衛

代銀 四百九十九匁

うち金六兩二分二朱(銀四百九十二匁四分)受取

差引銀二分七厘六毛不足

一、粉米 一石

伏見、何 某

代銀 一分二朱

せに二貫五百文受取

二月九日

一、下米 拾五石

大やぶ村 万 藤

代銀 一貫五百匁

金十六兩(銀一貫二百六匁)受取

差引二百九十三匁六分不足

又金三兩三分三朱(銀二百九十匁六分)受取

差引三匁不足

四月十四日

一、御蔵下米 三石五斗

代銀 四百六匁

金五兩二分一朱(銀四百八匁)受取

うち壱分七厘四毛 米欠け

差引三匁七分四厘(せに三百四十文渡し)

……

右の如く毎年の莫大な年貢米を中心に、御蔵米の私下げ米まで買入れ、自家で米屋を経営したのである。

恐らく大阪における投機的取引も、前期同様行ったものと推定される(虫喰いのため判読出来ぬが米相場の日記が残存している)。

以上彼の幕末における米穀商人としての存在形態を論じたわけであるが、彼の商都大阪への進出、米相場市場へのタッチを考えると、他地方に見られぬところの畿内的な在郷商人としての特徴を発見することが出来る。更に又彼が企業精神に燃え、進取気象に燃えた商人であったということの反面、彼が当時の百姓、町人の領外進出禁止、土地墾墾の幕藩体制下において、取りつつあった、超藩的、反封鎖経済的経営を通し

て、幕藩体制そのものの弛緩が認められると同時に、商都大阪の貨幣経済圏の渦中に畿内農村経済が次第に巻きこまれ、所謂大都市経済が農村の自然経済を浸蝕し、やがて農村を支配して行く如実の姿を見ることが出来るのである。そしてかかる反封建的商業資本主義的経営が封建制度を根柢から動揺せしめ、維新革命への地下的役割を務めていたのである。

### 三 絞油商人として

#### (1) 幕末前期における経営

絞油商人として、およそ百年に及ぶ老舗とその地盤は、最早や確呼として揺ぐことがなかった。そして高利貸資本と最も緊密に結びついた絞油商経営は、その巧妙なる経営方法によって、益々発展拡張の途を辿ったのである。即ち文化から天保に至る四十年間に高利貸付証文が百二十通あるが、そのうち、粟種をもって質物引当にしたものが二十五通もあり、土地を抵当にした場合（二十五通）と同数であることから考えても、

如何に高利貸資本と絞油商経営とが不可分のな関係にあったかを知り得よう。その実例を一二挙げることにする。

#### 借用申金子之事

一金四両也

右之金子此度私儀入用附其許様江相願て儘に借用申処実正明白也則御返済之儀は来る巳年之粟種を以て急度御返済可仕候万一御返済及遲滞候はば其年之新米を売捌代銀を以急度御勘定可仕候為後日借用証文仍如件

天保五年辰極月日

借主

馬場村 伝右衛門 ㊦

油屋 弥兵衛 殿

一札之事、

一銀壹貫目

借用候

内

五百目

丙四月十三日返済残

五百目来る戌年より寅年迄五ヶ年間壹ヶ年に粟種壹石づつ無相違急度御返済可申候都合五石を返済仕候迄一札差出申候仍而如件

天保八年四月

勝龍寺 与 五郎 ㊦

油屋 弥兵衛 様

更に文化年間のうち判明せる絞油関係商品の棚卸さ

れた年度末における数量及び価格は次の如くであつて、その経営の実情がうかがえるのである。

年代	種別	菜種	なたね油	白油	油かす	貸付油	貸油かす
文化八年 十二月末日現在	七二石 七二石 七二石 五貫一八四匁	一石五斗 二八五匁がへ 三貫三七匁五分	三斗 二七五匁がへ 八二匁五分	八〇八玉 五〇〇匁がへ 四貫四〇匁	二斗七升 八八匁四分	八玉 代四〇匁	
文化九年 十二月末日現在	七四石 六五匁がへ 四貫八一〇匁	七石 二六〇匁がへ 一貫八三匁	三斗五升 二五〇匁がへ 八七匁五分	一二〇玉 四八〇匁がへ 五七六匁	二斗 七〇匁	三玉 代一五匁	
文化十年 十二月末日現在	一二四石五斗 七〇匁がへ 八貫七一五匁	三石五斗 三六〇匁がへ 九一〇匁	三斗五升 七八匁	八〇一玉 四貫五匁	一斗二升七合 三匁五分がへ 四匁四分五厘		
文化十一年 十二月末日現在	一〇五石五斗 六〇匁がへ 六貫三三〇匁	一〇石 二貫四〇匁	四斗 九六匁	二七三玉 四七〇匁がへ 一貫三三匁二分	一斗二升五合 三匁四分がへ 四匁四分八厘	二二玉 五匁がへ 代一〇匁	

(四) 幕末終期における経営

此の時代における絞油商経営の上で注目すべきこと

つて明かにされる。

は高利前貸資本として、「御役所御用銀の出現である。

此の表によつて担保物件の最高は菜種であつて、借

即ち西ヶ岡油屋仲間の惣代役所の御用銀を借入れ、之

用証文百二十七通のうち、五十八通が菜種になつてい

ることを百姓に利子をとつて前貸し、担保に翌年六月収穫の

ることからしても、高利前貸による有利な原料確保の

菜種をあて、更にそれでも不足の時は家財、道具類を

手段がとられていたのである。万延元年の農買日録に

質物として、割安な原料確保の途を講じているのであ

正月現在の在庫菜種数量は五十八石であるが、一年を

る。

通じて菜種を搬入した百姓は三十九名、百五十一俵、

借入証文の担保物件

年	代	土地	家屋敷	菜種	奉公	其の他	無担保	合計
弘化(4年間)	1				1		3	6
嘉永(6年間)	3			7	10		9	31
安政(6年間)	8		1	39	2		5	60
万延(元 年)	2			9			1	12
文久(3年間)				3	1		1	11
元治(元 年)	1					2		3
慶応(3年間)	1						2	4

翌年の文久元年の農賣日録には、五十九名、二百八十六俵―百四十三石に上っている。買付け菜種を含んでいるかどうか不明であるが、殆んどが前貸、或は貸付の担保として、或は利子として搬入せしめものと考えられる。なお文久元年の一年間における菜種買入数量は総石数百六十二石二斗である。

次に製造油の「店売り石数」(卸し油は含まない)は次の通りである。

此の表は店売りの年間数量であり、この外菜種と油の实物交換、油小売商人への卸し売り等を考えると、年間の生産数量は相当な高に上ったと考えられる。<sup>(註)</sup>生

封建体制崩壊に関する一考察(足立)

産油の卸し販売は同じく農賣日録により大体が知られる。

年	代	数	量	年	代	数	量
嘉永元年		18石5斗3升		安政2年		15石	
2年		21石2斗3升		3年		15石1斗	
3年		13石9斗7升		4年		15石4斗8升	
4年		14石6斗7升		5年		15石1斗9升	
5年		16石9斗1升		6年		17石	3升
6年		16石8斗		万延元年		18石6斗6升	
安政元年		15石3斗3升		文久元年		15石4斗2升	

申八月日

一、油 九樽半 二百五十八匁がく

伏見 山 重  
同 同 人

一、中たる半樽

代銀 二貫五百八十一匁

正月

一、油 十樽 同 人

代銀 二貫六百二十匁(内十二匁、油三合欠け)

残銀 二貫六百八匁

(金三十六匁一分(二貫六百匁六分七厘)

ぜに百四十文(一匁六分三厘)

正月二十三日 受取

六月五日

新油 五樽

伏見 延 安

代銀 一貫百七十匁

金拾五兩

金壹兩三朱

ぜに百八十四文

受取

……

取引の方面は京都、伏見方面で、大、中、小、の樽

詰にして盛んに送り出しており、この卸売りのための

荷造り人足、荷物運搬の人足として、賃銀労働者を雇

傭している(内経営労働力の確保)を参照されたい。

尚油糟(肥料)の販売であるが、これも近郷の農民

を始め、肥料仲買人に盛んに売っている。

正月廿六日

一、かす 五十玉

上奈良、江戸伝

代銀 四百七十五匁

金六兩二分一朱

ぜに四十四文

受取

正月二十八日

一、二玉

不知人

代銀 二十匁五分 受取

正月二八日

一、五十五

上津屋 惣兵衛

代銀 五百二十五匁 受取

二月五日

一、七玉

馬場村 伊兵衛(百姓)

代銀 七十五匁 受取

一、八玉

調子村 六郎兵衛(百姓)

かし

一、百七十五

上奈良 江戸伝

代金 二十五匁 受取

……

右の販売日記から「上奈良の江戸伝」も「上津屋の惣

兵衛」も共に肥料仲買人であって盛んに油糟の大量取

引を行っている。又、この絞油の副生産物たる油糟は、

広大なる稲作地帯を附近に持っている関係上、金肥と

して盛んに歓迎され、この部門における収益も決して

少ないものではなかった。何故なら、万延元年正月、

在庫の油糟の現在高が、四百二玉もあり、百玉が金十

三兩余の価格を示していることから考えて、一年中を

通じて、肥料問屋として、又肥料小売店として、売り出

した油糟の量も、はたまた金額も、莫大なものであっ

たに相違ない。同時にこのことが肥料の購入側におけ

る貨幣の獲得、商品的農業の発達、交換経済の発達を

必然的ならしめたことは事実である。商品を買

うということは、農民がまた商品を生産するというこ

とであり、年貢の生産者として、全余剰を捧げてきた

者が自分自身のために物を生産することであり、それ

によって自分の欲する物を手に入れるようになったこ

と示すものである。かくて封建社会の基調をなす自給

経済的生活体としての農村が、商品経済の発達、貨幣

経済圏の拡大によって、その渦中に漸次捲込まれ、こ

こに農村経済は大きく変化し、農民をして商品的農業

生産に狂奔せしめる結果を来たしたのである。

貨幣経済の農村侵蝕、それに伴う農村体制の変質、

ここでも農民の封建的束縛からの解放と、幕藩体制動

揺の存在を見逃す事は出来ないのである。

(註一) 「種油の生産高」

これは寛政二年戊辰五月、京都東御役所へ、油の生産高を報告した覚書である。表向きの生産高の大体を知る

封建体制崩壊に関する一考察(足立)

ことが出来る。

覚

天明八申五月より酉春仕事に至る。

潰し種 七十七石六斗二升

此油 拾七石壹斗四升六合

平均 貳斗貳升八勺余

丸市うり分 八荷候

代銀 七百拾壹匁壹分

藤七うり分 拾三荷候

代銀 壹貫貳百參拾貳匁

〇〇うり分 九荷候

代銀 八百五拾貳匁八分

代銀 貳貫七百八十五匁九分

此荷数 三十荷

此油 七石八斗

平均 壹石に付

三百五十七匁壹分七厘

油粕売平均

五百八十五匁

又春仕事分

種 三十貳石

此油 六石五斗九升四合

平均 貳斗六合

種合 百九石六斗貳升

油合 式十三石七斗四升

平均 式斗壹升六合五勺

なたね買値段総平均

壹石に付 九十匁八厘

右之通、寛政二戌年五月京都東御役所へ差出候爲急度  
に記す。

#### 四 薬種商人として

先祖創業以来の薬種商としての老舗は代々の油屋  
弥兵衛はよって受けつがれ、すばらしい発展振りを  
示している。そしてこの薬種商が近郷における独占  
的営業であったため、その繁昌と、大なる収益は当  
然の結果であった。かくて、天明、寛政、享和年代  
は不明瞭であった経営も、文化以降には、薬の種類、  
価格、数量、等およその経営規模を知ることが出来  
るのである。即ち次の如くである。

此の棚卸し一覧表から考察するに、米一石代銀六  
十匁替、という時代に合計銀二十貫匁以上の薬種を  
もっていることからして、如何に手広く薬種商を経

棚卸薬品一覧表

辰砂	連翹	鉍	鉍	大黃	良姜	棚卸合計額 (米1石, 1万2千円として換算)
30斤 代銀 1.123.8.1 貫 匁 分 厘	10櫃 代銀 1.259.1.5 貫 匁 分 厘	5丸 代銀 4.234.9.3 貫 匁 分 厘	10櫃 代銀 2.27.1.3 貫 匁 分 厘			20貫713匁4分2厘 米1石, @60匁 現貨幣価格450万円
30斤 代銀 1.123.8.1 貫 匁 分 厘	10櫃 代銀 1.259.1.5 貫 匁 分 厘	5丸 代銀 4.234.9.3 貫 匁 分 厘	10櫃 代銀 2.27.1.3 貫 匁 分 厘		10櫃 代銀 1.25.8.4 貫 匁 分 厘	21貫739匁2分6厘 米1石, @45匁 現貨幣価格580万円
120斤 代銀 4.368. 貫 匁 分 厘	10櫃 代銀 1.235.2.5 貫 匁 分 厘		10櫃 代銀 2.10. 貫 匁 分 厘		10櫃 代銀 1.18.4. 貫 匁 分 厘	22貫877匁9分3厘 米1石, @60匁 現貨幣価格457万円
同上	同上				同上	18貫678匁5厘 米1石, @60匁 現貨幣価格374万円

棚卸藥品一覽表

年代	藥種	胡椒	麻黄	檳榔子	阿仙藥	砒素仁	石膏	山歸來
文化8年 12月 末 現在	30斤 代銀 339匁	5櫃 代銀 523.1.3 10櫃 代銀 1.325.3.1	10櫃 代銀 1.260.6 10櫃 代銀 985.1.7	10櫃 代銀 3.62.2.4	10櫃 代銀 2.189.8.8	20櫃 代銀 1.123.3.3	10櫃 代銀 1.260.2.8	
文化9年 12月 末 現在	35斤 代銀 339匁	5櫃 代銀 523.1.3 10櫃 代銀 1.325.3.1	10櫃 代銀 1.260.6 10櫃 代銀 985.1.7	10櫃 代銀 3.62.2.4	10櫃 代銀 2.189.8.9	10櫃 代銀 1.123.3.3	10櫃 代銀 1.260.2.8	
文化10年 12月 末 現在	30斤 代銀 339匁	5櫃 代銀 527.3.5 10櫃 代銀 1.316.1.	10櫃 代銀 974.8.5 10櫃 代銀 1.251.3.	10櫃 代銀 3.40.9.6	15櫃 代銀 2.189.8.8	20櫃 代銀 1.115.5.2	10櫃 代銀 1.123.5. 10櫃 代銀 1.251.5.2	
文化11年 12月 末 現在	同上	同上	同上	同上		同上	同上	

營していたかがうかがえるわけである。薬も、胃腸、咳、喘息、解毒、疥癬、痘瘡等、日常必需の薬である。幕末終期の経営としては、万延元年の農買日録に「販上薬」として、又文久元年の農買日録には「販薬」として店販売の日記がある。幕末まで営業がつけられていたのであり、今に薬の調合、粉薬製造の器具が存している。薬種商として、近郷農民の需要は勿論、薬種商仲間とも盛んに取引したのであって、貨幣収入、貨幣経済による彼の権勢は、此の利潤多き薬種商によって培われた部面が少くないのである（立命館経済学第二巻第一号拙稿「近世山城における在郷商人の商業経営について」九八頁を参照されたい）。

尚この薬種商による封建解体への影響は、米穀商、或は絞油商人としての場合とおよそその軌を一にするものであったと考えられるのである。

### 五 土地兼併商人として

(イ) 幕末前期における土地集中形態



の時代が油屋弥兵衛の家運最盛の時代であったとも考えられるのである。かくて集中された土地の経営はこれを殆んど小作に出したのであって、この時代の下作証文も多数今に存する。今小作形式についてその一、二例をあげると次の如くである。

例(一) 小作年貢が金納の場合——当時すて年貢が物納でなく金納になっていることは、農村が深く貨幣経済の渦中にあることを示すものであり、又畿内農村としての特徴を示すものとして注目に値する。

下作証文之事

一字河原敷地咄ケ所

右敷地当立毛共来ル戊午より卯年迄六ヶ年之間下作仕候 処実正也尤為御年貢銀百三拾目宛毎年十一月晦日限に急度上納可仕候然る上年規之節当立之通立竹仕差上可申候万一年貢銀不納仕候はば右敷地御取上げ可被成其時一言申間敷候為後日下作一札仍而如件

文化十四年十一月日

古市村下作人

伊 兵 衛 ㊤

油屋弥兵衛様

例(二) 年貢が米の場合

封建体制崩壊に関する一考察(足立)

下作一札の事

一、松屋敷□敷地米売石に相定下作仕候所実正也然上は毎年霜月晦日限に無相違相納可申候万一遅滞仕候はば右敷地御取上げ可被成候其時一言申間敷候為後日之下作証文仍而如件

文政十一年子極月

下作人 竹右衛門 ㊤

証人 重右衛門 ㊤

油屋弥兵衛殿

例(三) 「本物返し讓渡」の形式で集中された田畑を一人持主たりし本人に小作せしめたが讓渡金が返還されないため、その田畑が永久に油屋の手に帰したものととして次の如き珍らしいものがある。

下作一札の事

一、字大塚畑田三ヶ所合私下作仕候処実正明白也則御本所様御年貢上納差引仕残米三石毎年十一月晦日限に相納可申候万一相滞候はば右地何時に而も御取上他人江御当可被下候其時一言申間敷候以上

文政二年卯極月

下作人 清右衛門 ㊤

請人 善兵衛 ㊤

此田地文政六年未極月式貫五百匁本物に成

とあり、文政六年に式貫五百匁で油屋の本物になつ

たと考えられる。

例(四) 年貢の収納には毫末の譲歩もしないといったきびしい年貢の取立てを行ったことを知らして呉れるものとして小作人から油屋弥兵衛にあてた年貢延納の歎願書がある。

一 札

一、米式石

右者当年貢米不納仕候に付段々御催促被下候へども差詰難波仕処色々御頼申上候而來午三月朔日迄御猶予御頼申上候処御承知被下処存致候然上者右限月迄に急度無相違相立て可申候万一銀子調達不仕候はば私居宅并建具類御引取売私可被下候其時一言申間敷候為後日之仍而如件

天保四年己十二月

本人 平右衛門 ㊦

親類 伊兵衛 ㊦

油屋弥兵衛殿

以上の例証によって明かな如く油屋弥兵衛はその集中された土地を小作に出し、年貢は其の年の十一月末日迄に納入せしめ、納入出来ない場合は土地を取上げることが勿論のこと、年貢代としては、小作人の家財を処分してまで取立てを行うといった厳しい経営方法

をとっていたのである。しかしてこの経営方針は、近年まで行われていたのであって、大地主として栄えた油屋の一原因であったとも考えられるのである。かくて毎年十二月末の油屋の米倉には自作米も併せて、百四、五十石余の米が山の如く積まれていたのである。(地米として文化八年十二月三十一日、百三十五石、文化九年、百五十二石、文化十一年百四十石等)。

(四) 幕末終期における土地集中形態

幕末終期における土地集中の状態を一覧表に示せば凡そ次の如くである。

年 代	無中面積	土地の種類	無中の内容	計
弘 化 (4年間)	1反4畝 16歩	上田 中畑 山	5畝6歩 9畝10歩 一ヶ所 本物 譲渡	2件 1件
嘉 永 (6年間)	3 反	上田 中畑 下々畑	9畝 9畝10歩 1畝20歩 譲渡	3件
安 政 (6年間)	9反5畝 17歩	上々田 上田 中田	9畝24歩 7反5畝23歩 1反 本物	2件 1件
				合計 1町4反 3歩 3ヶ所 (9件)

右の一覧表は土地購入証文にのみよる集中面積であ

るが、高利貸付による土地担保のものは、嘉永三、安政八（外に家屋敷、一）、万延二、元治一、慶応一、外に文久に家・屋敷二、とあることから、幕末終期にも相当の土地面積が彼の手中に集積されたものと考えられる。

かくて万延元年の小作人数は、四十名小作年貢米、百二十石、文久元年には小作人五十八名、小作年米百五十四石一斗、に達し、明治十四年には小作耕地十八町余反、年貢米、二百三十二石七斗二升に膨張し、乙訓郡切つての寄生地主化への途を歩んでいるのである。

かかる商業・高利貸資本の土地集中への投下の外に、更に新田開発による地主としての性格を持っているのである。即ち集蓄された商業・高利貸資本を、多大の出費を必要とする開発事業に投下したのである。文久元年の農賈日録に「かさかけ藪ひらき」として、二月の九日から五月八日まで丸三ヶ月間、人足賃銀二百六貫五百文と多くの人足を使用して開墾している日記があるが、このような新田開発による土地所有の拡大と

地主化といった面の性格も、決して見落し得ないのである。そしてこの開発地からは地代の差額（加地子）を「徳米」として収奪したのである。

而してかかる巨額な商業・高利貸資本と緊密に結びついた土地集積は、その過程の反面に、無数の土地なき零細な小作農民を形成し、封建的農村統治の原則たる標準的平均的自営農民の維持の政策は、次第に影をうすくし、封建体制はこの面においても崩れて行くのである。

## 六 経営労働力の確保について

(イ) 幕末前期における下人使用

すでに述べた如く彼が在郷商人として、高利貸、米穀取引、葉種商、絞油業、肥料売買、寄生地主等多方面に亘って、盛大な経営をつずけて行くためには、そのための労働力の確保、即ち多くの下人や人足の雇傭を必要としたのは勿論である。従つてそれを如何に確保するかということは極めて重要であつて、確保の形

態そのものが、油屋弥兵衛をして成功せしめる一要因を担っていたともい得るのである。

彼が多くの使用人を確保していたことは、同家に残る諸道具(一斗入りの飯櫃三個)、下人部屋、記録等によって、うかがわれるのであるが、下人の雇傭条件については、凡そ次のようである。

文政、天保年間の質奉公一覽表

年 代	標 題	名 前	年 齢	性 別	使 用 期 間	奉 公 の 種 類	身 代 金	親 権 者
文政元、八	一札	善吉	、	男	十年	年季奉公	銀百五十匁	鶏冠井村 金兵衛
文政五、三	一札	多吉	、	男	十二年	年季奉公	銀二百匁	馬場村 庄兵衛
文政五、一二	一札	いし	、	女	一年	年季奉公	銀百匁	奥海印寺村 三右衛門
文政九、四	一札	与三吉	、	男	十年	年季奉公	銀百五十匁	奥海印寺村 茂兵衛
天保三、十一	一札	岩吉	、	男	十年	年季奉公	銀百五十匁	神足村 作衛門
天保九、二	一札	平吉	、	男	十年	年季奉公	銀百二十匁	馬場村 九右衛門
天保十五、八	一札	友吉	、	男	十年	年季奉公	銀百三十匁	今里村 伊兵衛

右表によつて明らかなる如く、所謂質奉公による居

十匁から百匁)であるから、米二石前後の価格でもつて

消制度の年季奉公であつて、十年、或は十二年の長期

下人を十年間も強制的に使用し得たわけ、実に廉価

間、僅かに給銀百五十匁から二百匁(當時米一石、銀六

此の上ない下人労働力を収奪したのである。富豪への

幕末期における質奉公人一覽表

年代	人数	使用期間	性別
文政文化	七	三年以上	男
天保文化	五	二年以上	男
弘化	三	一年以上	男
安永	一	一年	男
文政	一	一年	男
慶應	一	一年	女

一原因がここにも存在したのである。而して此の反面、かかる廉価極まる給銀でもって搾取されることを知りつつも、なお無条件でその労働力を売らねばならない貧窮農民が少くなかったことがうかがわれるのである。次に貧窮農民が如何に窮迫せる生活をし、安い給銀で自分達の家族を売らねばならなかったかの実例をあげることにする。

### 一札

一、此多吉と申者私忤紛無御座候処当年三月より来る辰三月迄丸年十ヶ年之間御奉公に差出し候處実正明白也尤為給料銀百五拾目被下體受取申候尤仕着之義者貴家様御家風之通被成可下候此者年規之内取逃、欠落又者何角と事寄不奉公仕候はば早速人代相立定之通御奉公為相勤可申候右之外如何様之六ヶ敷義出来仕候共清印之我等罷出急度埒明貴殿江少茂御難澁相懸申間敷候為後証之仍而如件

文政五年午三月

馬場村

親 庄三郎 ㊦

奉公人多 吉 ㊦

油屋弥兵衛殿

請人 弥 七 ㊦

このような嚴重な約束で、十年間、給銀百五十匁といたった安い賃銀で倅を奉公に出した百姓、庄三郎は更に経済的に行詰って、同年同月に丸二年間を給銀、五

十匁でもって質奉公の追加契約をしているのである。かりに、忤多吉が子供で奉公に出たとしても十年後には成人しているわけである。その成人した働き盛りの多吉を丸二年間、米一石にも足りない金額、銀五十匁で質奉公人として雇傭し得た彼油屋弥兵衛の立場を考えると、彼が如何に、下人労働力の上に寄生し、吸著し、有利な商業経営を続けていたかがうかがわれるのである。その添加証文は次の如くである。

### 添証入之事

一、別紙之通御奉公に差出候而給料體に受納仕候所無抛入用に付外に銀子五拾目借用仕候に付無滞御奉公相勤候上而丸二ヶ年御奉公為勤可申候万一不奉公仕らば元利共急度御算用可仕候為後日之一札依而如件

文政五年午三月

親 庄三郎 ㊦

奉公人多 吉 ㊦

あぶら屋弥兵衛殿

請人 弥 七 ㊦

### (四) 幕末終期における下人使用

前掲「幕末期における質奉公人一覽表」に明らかなく、嘉永、安政時代は十名二十名の質奉公人を使用していたと考えられる。この外に、賃労働者(当時

の日稼、或は常用の使用人)を加えれば随分多人数に上ったと考えられる。万延元年の「農賈日録」によると

「飯米入用覚」

正月十七日  
 一、五斗 下米  
 // 二十一日  
 一、五斗 古米  
 // 二十二日  
 一、五斗 手作米  
 // 二十六日  
 一、五斗 古米  
 // 二十七日  
 一、もち 五斗

といった調子で凡そ二日に五斗の飯米を使用してゐる。勿論繁閑の時期によって、使用人数に増減があつたと考えられるが、前述の如く雑穀を除いてなお米のみで五斗という消費量から考えて、多忙な時は恐らく百人前後の賃銀労働者が働いていたと考えられる。今、文久元年の農賈日録中より傭人の実体を知らして呉れるものをひろうと次の如くである。

「やとひ人」

○門原山ちもち

五人半 長次郎

賃ぜに 一貫五百五十文

二人半 栄次郎

賃ぜに 七百五十文

四人半 磯松

賃ぜに 一貫三百五十文

二人半 小三郎

賃ぜに 七百五十文

○油荷仕事

正月伏見行

油荷 十人 長次郎

代ぜに 一貫五百文

六月

油荷 五人 九郎左衛門

ぜに 百八十四文渡

七月廿三日 伏見

油荷 八人 九郎左衛門

七月 ぜに 一貫弍百文八月一日渡し

油荷 廿三人(延安行、伊勢行)

二貫六百文

……

○井戸修理

六月一日

一、一人

清兵衛

手伝 新太郎、磯松

六月十一日

一、一人 手伝 勝龍寺村 長左衛門、新太郎

ぜに 貳百五十文 長左衛門渡し

六月十二日

一、一人 手伝 新太郎 磯松

三人 九百文渡し

合 壹貫百五十文

○新田開發事業

一、かさかけやぶひらき

三月二十七日

半左衛門 源三郎 伊之介

善右衛門 清次郎(半)

三月二十八日

半左衛門 源三郎 伊之介

善左衛門 清次郎(一人)

……

二、〇〇藪地持 中、庄五郎

西分 百二十三荷

中 四十一荷

四月七日

吉兵衛 清次郎 清 吉

封建体制崩壊に関する一考察(足立)

四月八日

伊之助 友 吉 宣 正

吉兵衛 清 吉 伊之介

弥三郎(半日) 庄五郎

……

○油仕事

これは一年を春夏秋冬四季にわかち、更に月毎に上、中、下と三分してそれぞれの賃銀がわり出されている。

例えば

春之分

一匁六分 二匁 二匁四分

一匁三分 一匁六分二厘 一匁八分九厘

一匁 一匁二分 一匁五分

秋之分 二匁 二匁五分 三匁

一匁六分 二匁 二匁四分

一匁二分 一匁五分 一匁八分

従つて賃銀の算定も次の如くである。

長次郎

秋 六上 廿三人 五十五匁二分

〃 四上 五人 十二匁

冬 六上 五人 十匁八分

〃 四上 五人 十匁五分

大工手伝 一人 一匁

油荷 五人 八匁五分五厘

種はかり 五人 八匁五分

○雑傭人

此の外大工、畳師、牛つかひ、肥持ち、使走り(大阪行等)米なほし其の他の雑仕事の傭人が記載されている。

幕末終期(自弘化至慶応)における質奉公一覽表

年	代	標	題	名	前	性別	使用期間	奉公の種類	身	代	金	親	権者
弘化三、三	一	札	与吉	与吉	男	七年	年季奉公	銀百五十匁	せんだく料金三分、正月・七月両度に綿入、単衣一	与四郎			
嘉永元、十	一	年季奉公	与三吉	与三吉	男	七年	年季奉公	銀百五十匁	夏、浅黄染手織単衣	勘左衛門			
二、二	一	札	かち	かち	女	五年	年季奉公	銀一百匁	冬綿入一	清左衛門			
二、三	一	札	長治郎	長治郎	男	二年	年季奉公	金三兩二分	正月、七月に綿入一、単衣一	清左衛門			
三、正月	正	札	常吉	常吉	男	一年	年季奉公	銀二百匁		善七			
三、六	一	奉公			娘	一年	年季奉公	銀百匁		弥左衛門			
三、十二	一	札	善右衛門	善右衛門	男	六月	年季奉公	銀百匁		善七			
六、正月	一	札	友吉	友吉	男	八年	年季奉公	銀百五十匁		長右衛門			
六、三	一	札	よつ	よつ	女	十年	年季奉公	銀二百匁	正月、七月に綿入一、単衣一	作左衛門			
六、六	一	札	もと	もと	女	八年	年季奉公	銀二百匁		助左衛門			
六、九	一	札	龜次郎	龜次郎	男	八年	年季奉公	金二兩二分		太左衛門			
安政四、三	一	札	磯松	磯松	男	八年	年季奉公	不明		嘉平次			
四、十二	一	札	茂吉	茂吉	男	一年	年季奉公	銀二匁		勘右衛門			
文久二、正月	一	札	とみ	とみ	娘	半年	年季奉公	銀六十匁		重左衛門			
慶応二、十二	一	奉公	ま	ま	女	七年	年季奉公	金七兩		善太郎			

以上によつて明らか如く、蓄積された商業・高利貸資本を、単に商品(油、菜、米、麥、土地等)の商売に投下するだけではなく、貧窮農民に貸付を行つて、所謂質物奉公と呼ばれる債務奴隸的な奉公人を、「家内労働」に吸収し、更に貧民を極めて安い賃銀で多数雇傭して、それ等の上に寄生し、吸著することによつて——所謂他人労働力の搾取、収奪によつて——彼は成功街道を長い時代に亘つて歩んだと言つて過言ではないのである。

「治本策」に「今郷に大農あれば必ず業を失う小農あり。いかにとなれば大農は財力をもつて人を役す。是人の力を奪て自ら力を人にかさず。是小農の便を防ぐ也。夫小農は自ら佃して衣食に足らざるものは大農に役して金銭を得るを利とす……」とあるが、豪商油屋弥兵衛を中心とする農村の窮乏が深化し、農民の生活が苦しくなるや、彼等の多くは油屋の高利貸資本、商業資本の支配に隷属し、その収奪に甘んじなければならなかつたのである。借金をしても払い得ない小農

民、或は家督、家・屋敷を担保にして没落の運命を辿つた貧窮農民は人身売買的な形式によつて、彼の商業経営の中に吸収されていったのである。かくて幕末に近づくに従つて、農民の経済生活は極度に不安定化し、貧富の懸隔は益々甚だしくなり、農村の変質、封建的体制の動揺が漸く顕著化し、封建制社会の解体に何の未練をも持たないといった農民心理、むしろ封建社会の廢滅を望み、変革を待ちこがれるといった封建社会の末期的心理状態が作り出されつつあつたのである。

## 七 貨幣資本の集積について

すでにくりかえし述べたように、油屋弥兵衛の商業・高利貸資本は、近郷の貧窮農民層の上に吸著し、各種重要商業部門をはじめ、或は商都大阪における超藩的、反封鎖経済的な商業経営に投資され、その結果として莫大な自由な貨幣財産を作り出したのである。そしてかかる自由な貨幣資本は繰り返し、土地、生産物、高利貸、商業経営等に投下され、絶えず膨張を続

所持貨幣一覽表

年 代	金					銀		
	式朱金	歩 金	馬神小判	古 金	小 判	古 銀	銀	預貯銀
文化8年 12月末日 現在	11兩3歩 65匁替 代銀 752匁	57兩2歩 代銀 3貫680匁	5 兩 代銀 320匁	20 兩 106匁替 代銀 2貫112匁		1貫500匁 150匁替 代銀 2貫250匁		
文化9年 12月末日 現在	35 兩 64匁替 代銀 2貫240匁	45 兩 64匁替 代銀 2貫880匁	5 兩 64匁替 代銀 320匁	20 兩 同 上	2 兩 64匁替 代銀 128匁	184匁 代銀 276匁	750匁	大阪通銀 源長 預け銀 8貫834匁 7分8厘
文化10年 12月末日 現在	8兩1分2歩 64匁替 代銀 536匁	33兩3分 64匁替 代銀 2貫160匁	同 上	20 兩 同 上	7 兩 64匁替 代銀 448匁	184匁 150匁替 代銀 276匁	1貫100匁	
文化11年 12月末日 現在	10兩2分 65匁替 代銀 682匁5分	21 兩 65匁替 代銀 1貫365匁	同 上 65匁替 代銀 325匁	20 兩 16兩2分替 代銀 2貫145匁	24 兩 65匁替 代銀 1貫560匁	186匁5分 150匁替 代銀 279匁7分 5厘	2貫240匁	

年 代	錢			合 計	其 の 他	
	四 文 錢	文 錢	並 錢		御用金	頼 母 子 掛 銀
文化8年 12月末日 現在	10貫400文 錢 199貫600文 9匁2分替 代銀1貫836匁3分2厘	8貫文		銀 12貫625匁3分2厘 (1石55匁替 =12,000円) 約276万円に相当	銀 768匁	銀 1貫284匁2分4厘
文化9年 12月末日 現在	10貫600文 錢 51貫400文 代銀 452匁8分8厘	8貫文		銀 17貫593匁6分6厘 (米1石45匁替)	銀 768匁	銀 1貫739匁2分6厘
文化10年 12月末日 現在	13貫800文 錢 82貫800文 9匁2分替 代銀 761匁7分6厘	2貫600文	25貫文	銀 7貫713匁7分6厘 (米1石60匁替)	銀 768匁	銀 250匁6匁5厘
文化11年 12月末日 現在	8貫文 錢 36貫800文 9匁1分替 代銀 334匁8分8厘	2貫800文	2貫文	銀 8貫932匁1分3厘 (米1石60匁替)	12 兩 代銀 780匁	銀 1貫761匁2分1厘

けていったのである。

即ち「棚卸勘定書」によると前頁一覧表の如くである。

右表から考察するに、当時、色々の交に逢うて身代を潰し、妻子を売るもの、或は家屋敷は勿論家督までも売り払わねば生きて行くことの出来ない困窮百姓、憐れな小民の多い中に、油屋弥兵衛は現在の貨幣価値というならば、何百万円という現金を所持し、これを自由に動かし、多方面に投資して、巨額の富を作り上げていたのである。小判すら見たこともない百姓が多い郷村で、これだけの貨幣資本をもって活躍していた

彼の勢力というものは実にはたいしたものであつたに相違ない。かの武元立平が「勸農策」において「豪商の

者と申は十ヶ村に一人か二人にて御座候。又借銀も不仕、身上程々に渡世仕候もの百家の村に十人には過不申候。残る九十人は皆困窮の小民にて御座候」と述べ、農村の貧富の甚だしくなつたことを訴えているが、全く彼のいった通りで、油屋弥兵衛は近郷困窮小民の上に吸著し、君臨していたといつて過言ではあるまい。

更に彼の総資産については知る事が出来ないが、貸付金、商品、及び現金の合計額は凡そ次の如くである。

年 代	貸付総額	在庫商品総額	現金総額	総 合 計	預かり金 支 払	其の他 金	差 引 残 高	備 考
天明3年12月末日現在	15貫392匁 2分6厘	27貫683匁 3分9厘	7貫435匁6分	50貫511匁 2分5厘	185匁2分	50貫326匁5分	此の表中には毎年集中された所の巨大な土地財産及び家屋・家具・什器等は一切含んでいない。	
文化8年12月末日現在	53貫578匁 3分2厘	51貫955匁 9分5厘	14貫677匁 5分6厘	120貫210匁 8分	2貫110匁 4匁1厘	118貫100匁 3分9厘		
文化9年12月末日現在	61貫200匁 3分3厘	36貫674匁 2分6厘	20貫100匁 9分2厘	117貫975匁 5分1厘	1貫447匁 6分3厘	116貫527匁 8分8厘		
文化10年12月末日現在	58貫242匁 3分9厘	49貫476匁 9分3厘	8貫732匁 4分1厘	116貫451匁 7分3厘	1貫179匁	115貫739匁 7分3厘	米1石60匁替 1752千円と云ふ	
文化11年12月末日現在	68貫890匁 4分7厘	37貫533匁 6分5厘	11貫473匁 4分4厘	117貫397匁 5分6厘	1貫810匁3厘	116貫87匁 6分3厘	(約)2千8百万円	

右表によつて、油屋弥兵衛の資産は、毎年集中兼併

されていった広大な土地財産、或は家・屋敷、家具什

器等の資産を除いても、尚、天明三年の五十貫三百二十六匁五分（今日の六百三十五万円以上）から約二十年後の文化十一年の末には約二千三百万円以上に相当する百十六貫八十七匁五分三厘と約三倍に余る飛躍的な資産の激増を示しており、如何に彼が非凡で然も堅実な商業経営をなしたかを考察し得ると同時に、その事が近郷農民層の間に如何に甚しく貧富の懸隔を生ぜしめたか、彼の商業・高利貸資本を中心とする財力の前に、如何に封建的農村体制、封建的経済外縁関係が動揺し、解体されつつあるかを推察する事が出来るのである。

### むすび

以上「油屋弥兵衛」を事例として畿内在郷商人の存在形態と、その在郷商人が幕藩体制崩壊に及ぼした影響について考察して来たのであるが、この実証にもとずいて次のことが結論づけられる。かつては無用の階級と考え、最も軽蔑されていた商人階級、殊に在郷商

人が、商品・貨幣経済及び早期資本の農村浸蝕につれ、次第に経済的実力を備え、遂には武士階級、小領主層存在のためには欠くべからざる有用階級として隠然たる勢力をもつに至ったこと。封建社会の支配者たるべき、領主も武士も、その経済的実力の前に屈せざるを得ず、封建社会における鉄則ともいふべき身分制度は破られ、封建的経済外強制による従属関係は、単に都市における商人のみでなく、在郷商人の手によっても、その土台をゆすぶられるに至ったこと。かくて「塵塚談」に

「武家は人を治め、商人は治めらるる法なるに、今は町人が人を治る世のごとし」

といっているが、まことに武士及び領主階級は表面の地位のみ高くして実力これに伴わず、支配階級者としての権力は次第に経済的勢力を把握した商人の手に落ちていったのであって、幕藩体制解体への動揺は最早いかんともなし得なかつたのである。更に今一つの結論は在郷商人の幕藩体制解体への影響力をば封建社会

の基盤としての農村及び隸農体制の廃滅に見出すのである。即ち佐藤信測が「農政本論」において「下賤の者を富すときは貧乏百姓の産業を吞併して、貧の上に又貧を重ね、終には流民となって郷里を離散せしむ、故に戸口減少し、田畑の荒蕪するは、大半債主の致す処なり」といっているが、畿内在郷商人としての「油屋弥兵衛」は、その超藩的、反封鎖的商業経営により、

蓄積せる商業、高利貸資本をもって、零細農民の上に吸著し、封建社会の基底たるべき隸農制度を、仮令近郷にせよこれを潰滅せしめ、封建的農村体制を分解し、もって近代社会誕生への契機たるべき明治維新を必然的に招来せしめる一端を担っていると言い得るのである。

（この小論は昭和二十七年文部省科学研究助成補助金による成果の一部である。）